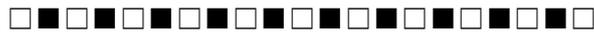




岡山大学法学部だより



※ 本メールは登録された方へのみお送りしています

第 58 号(2012 年 10 月 19 日発行)

発行：岡山大学法学部 学部長室

明日はホームカミングデーです。みなさまのお越しをお待ちしております。

目次

- 法学部ホームカミングデー
- アルスター湖を吹く風～第 3 回～
- 法学部からのお知らせ

- 法学部ホームカミングデー

☆岡山大学法学部 第 5 回ホームカミングデー

2012 年 10 月 20 日 (土)

講演会

時間：14：30～16：00

場所：岡山大学文法経講義棟 20 番教室

講師：多田 千香子さん

演題：「迷ったら GO！～世界を旅して作って書いて～」

懇親会

時間：16：30～18：30

場所：岡山大学生協ピーチユニオン 4 階

会費：2000 円 (学生は無料)

申込みは法学部ホームページから。

<http://court.law.okayama-u.ac.jp/homecoming/>

- アルスター湖を吹く風～第 4 回 (最終回) ～

ドイツはペットの天国？

ドイツの憲法であるドイツ基本法は動物の保護を憲法上規定していることで有名ですが (20 a 条)、ハンブルクに住んでみると、ドイツの人々が本当にペットを家族として暮らしていることがよく分かります。10 年前に滞在した折には、突然、大型犬を連れたドイツ人が地下鉄に乗り込んできたのに驚かされましたが、今回は、地下鉄、バス、レストラン、カフェ、デパートどこで犬を見かけても平気になりました。犬の方も慣れたもので、とてもおとなしく、飼主の足元に座っています。

犬にとってうれしいのは、勿論そうした人間が行きたいところではなく、市内至る所にある広々とした公園です。アルスター湖沿いの緑地は、そうした格好の犬の遊び場で、毎日沢山の犬たちが飼主と一緒にやってきます。散歩のときは、犬もリードから解放されて、好きなように歩くことができ、時に喧嘩するものあり、湖に飛び込む水好きありと、見ていても飽きることがありません。

こうした保護の一方で、飼主はいわゆる「ペット税」を納めることが必要で、飼主としての責任の自覚を促す仕組みも制度化されているようです。

さて、ハンブルクでの滞在ももう間もなく終わり、日本に帰国する時期が近づいてきました。このハンブルクからの便りも今回をもって最終回としたいと思います。また、いつかこの続きを書く機会があることを願っています。

* 私事にわたりませんが、今回のドイツ渡航直後に、13 年近く飼った愛犬が亡くなりました。痛恨の極みです。この最終号を愛犬「メイ」に贈ることをお許し下さい。

○ 法学部からのお知らせ

☆岡山大学法学部・法学会講演会

日時：11月1日（木）

場所：24番教室

講師：薬師寺 克行氏（東洋大学教授、もと朝日新聞政治部長）

演題：「なぜ、日本の首相は毎年交代するのか」

日時：11月30日（金）

場所：岡山大学創立50周年記念館多目的ホール

講師：田原 睦夫氏（最高裁判所裁判官）

演題：「法曹を目指す人へ（仮題）」

備考：一般来聴歓迎

-
- ・本メルマガは、毎月2回程度配信しています。
 - ・法学部の詳細情報に関しては、HPも併せてご覧ください。
法学部 HP <http://www.law.okayama-u.ac.jp/>
 - ・本メルマガには返信なさないようにお願いします。
 - ・本メルマガの登録・解除は、以下の URL にてお願いします。
<http://court.law.okayama-u.ac.jp/mail/register.html>
 - ・ご意見・ご感想は、法学部 情報委員会 joho@law.okayama-u.ac.jp まで。